

教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」

年 月 日
氏名 ()

※該当していたら□に✓を書いてください。

1 学校いじめ防止基本方針について

- 学校いじめ防止基本方針を読み、学校がいじめ防止の基本的な考え方や、未然防止、早期発見、いじめの対処について理解している。

2 いじめの未然防止について

- いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものであると理解している。
- 児童生徒の活動や努力を認め、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりや教科領域指導を進めている。
- 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さや相手を思いやる心を育てている。
- デジタル・シティズンシップ教育を推進し、インターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動が取れるようにしている。

3 いじめの早期発見について

- 教師と児童生徒・保護者との温かい人間関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えている。
- 教育相談アンケートや生活ノート、教育相談、hyper-QUの結果等を活用しながら、児童生徒の小さな変化を見逃さないように努めている。
- 学習用タブレットの「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童生徒のSOSの把握に努めている。

4 いじめの対処について

- いじめの発見・通報を受けた、又はいじめが疑われるときは、速やかに管理職に報告している。
- いじめの状況について聴き取りをするときは、「臨時いじめ対策委員会」で情報収集の進め方を検討し、役割分担をするなど組織的に対応している。
- いじめの状況について聴き取りをしたときは、客観的な事実の把握に努め、事実のみを時系列で記録に残している。
- いじめを受けた児童生徒を守り通すという姿勢で対応している。
- いじめを行った児童生徒には、教育的配慮のもと、行為については毅然とした姿勢で指導や支援を行っている。

5 児童生徒、保護者等への周知について

- 入学時や進級時に児童生徒、保護者、関係機関等に、学校いじめ防止基本方針を説明している。
- 学校いじめ防止基本方針を学校HPのトップページに掲載している。
- いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）を学校HPのトップページに掲載している。